

北海道(十勝管内清水町)で 高病原性鳥インフルエンザ発生!

* 12月16日、清水町の養鶏場(採卵鶏約21万羽飼養)において、簡易検査でA型鳥インフルエンザ陽性となった事例は、その後、遺伝子検査も陽性(H5亜型)となったため、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定されました。

【高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫対応について】


家きん農場で本病が発生すると、速やかに次の防疫措置が実施されます。

- 疑似患畜の**殺処分と焼・埋却** (本事例では約21万羽)
- 移動制限区域**(発生農場から半径3km 圏内)
→制限対象物[※]の**農場からの移動禁止**
- 搬出制限区域**(発生農場から3~10km 圏内)
→制限対象物[※]の**区域外への移動禁止**

※制限対象物: 家きんの生体、死体、卵、飼料、排せつ物など

引き続きウイルスの侵入防止対策の点検と徹底をお願いします。

異常家きんを発見したら、すぐに家畜保健衛生所に連絡を!

北海道上川家畜保健衛生所  0166-57-2232